

## 第2章 障がい者を取り巻く現状について

### 1 障がい者の現状

#### (1) 身体障がい者の状況

##### ① 「身体障害者手帳」所持者数

平成23年度の「身体障害者手帳」所持者数は市全体では2,768人で、平成21年度に比べると90人増加しています。平均寿命の伸びや医療の充実により少しずつ増加する傾向にあります。

(各年度4月)

年 度	19	20	21	22	23
所持者数 (人)	2,556	2,601	2,678	2,769	2,768
市人口比 (%)	3.86	3.93	4.04	4.18	4.29

※平成22年度までの人口比はH17国勢調査による市人口(66,261人)で、平成23年度の人口比はH22国勢調査による市人口(64,550人)で算出。

##### ② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

平成21年度以降は、「身体障害者手帳」所持者数のうち65歳以上の方の割合がいずれも70%を超えており、身体障がい者における高齢者の割合が高くなっています。

(各年度4月) (人)

年 齢	19	20	21	22	23
～5歳	6	7	9	10	11
6歳～17歳	30	34	36	31	41
18歳～59歳	542	528	515	472	498
60歳～64歳	228	214	242	274	269
65歳～	1,750	1,818	1,876	1,982	1,949
合 計	2,556	2,601	2,678	2,769	2,768

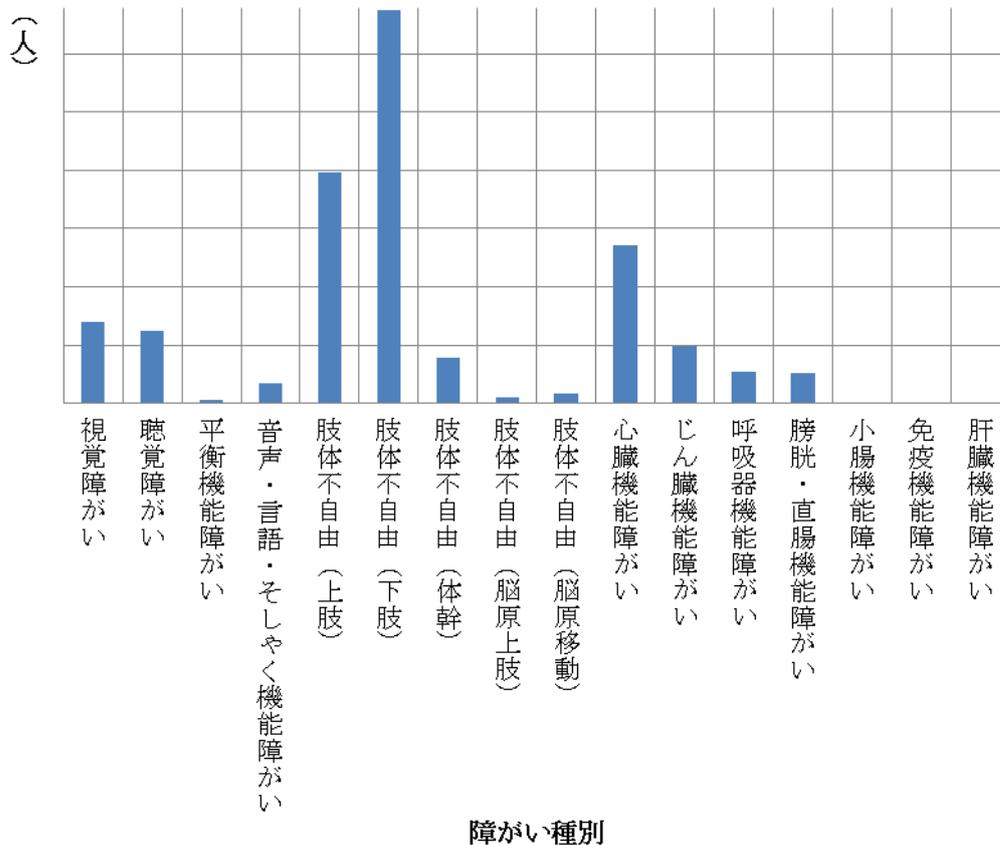
### ③ 障がい種別「身体障害者手帳」所持者数

障がいの種別では「肢体不自由（下肢）」が最も多く、次に多いのは「肢体不自由（上肢）」、「心臓機能障がい」となっています。

なお、障がい種別の合計（3,950人）が「身体障害者手帳」所持者数（2,768人）より多いのは、障がいが重複する方がいるためです。

（平成23年4月）（人）

視覚障がい	聴覚障がい	平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく・機能障がい
281	251	15	70
肢体不自由（上肢）	肢体不自由（下肢）	肢体不自由（体幹）	肢体不自由（脳原上肢）
796	1,352	157	24
肢体不自由（脳原移動）	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい
35	543	198	111
膀胱・直腸機能障がい	小腸機能障がい	免疫機能障がい	肝臓機能障がい
104	4	5	4
			合 計
			3,950



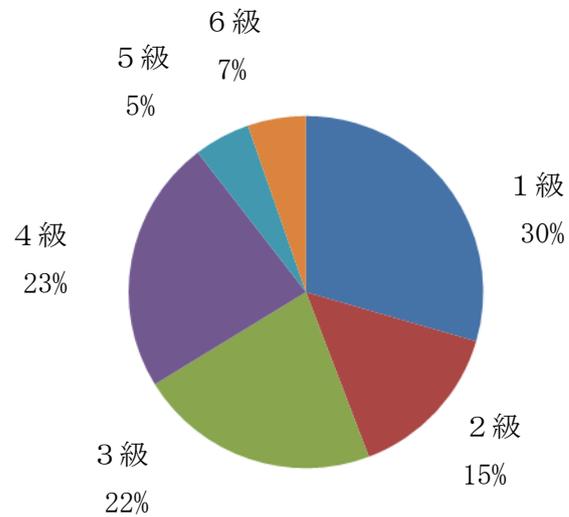
#### ④ 等級別「身体障害者手帳」所持者数

「身体障害者手帳」所持者全体に占める割合は重度が多く、障がい等級が1級の方は全体の約30%です。1級が最重度で6級にいくほど軽くなります。

(平成23年4月) (人)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	817	407	609	646	142	147	2,768

「身体障害者手帳」等級別所持者数 (平成23年度)



## (2) 知的障がい者の状況

### ① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

平成23年度の「療育手帳」所持者数は市全体では427人で、平成21年度に比べると15人増加しています。

程度Aが重度で、程度Bが軽度です。平均寿命の伸びや検診等による幼児期又は児童期の早期発見により、少しずつ増加する傾向にあります。

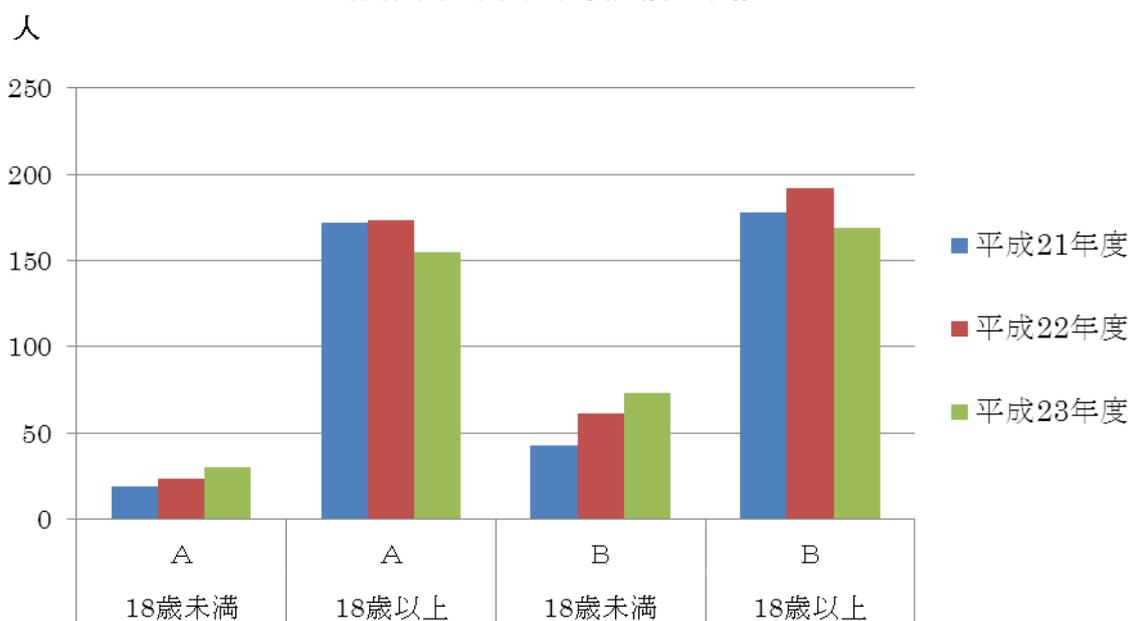
特に18歳未満の方の割合は平成23年度では全体の24%ですが、平成21年度から平成23年度にかけての増加率は66%増となっています。

(各年度4月) (人)

年 齢	程度	19	20	21	22	23
18歳未満	A	27	30	19	23	30
	B	41	49	43	61	73
	計	68	79	62	84	103
18歳以上	A	158	159	172	173	155
	B	169	170	178	192	169
	計	327	329	350	365	324
合 計	A	187	189	191	196	185
	B	208	219	221	253	242
	計	395	408	412	449	427
市人口比 (%)		0.60	0.62	0.62	0.68	0.66

※平成22年度までの人口比はH17国勢調査による市人口で(66,261人)で、平成23年度の人口比はH22国勢調査による市人口(64,550人)で算出。

療育手帳年代別程度別所持者数



### (3) 精神障がい者の状況

#### ① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

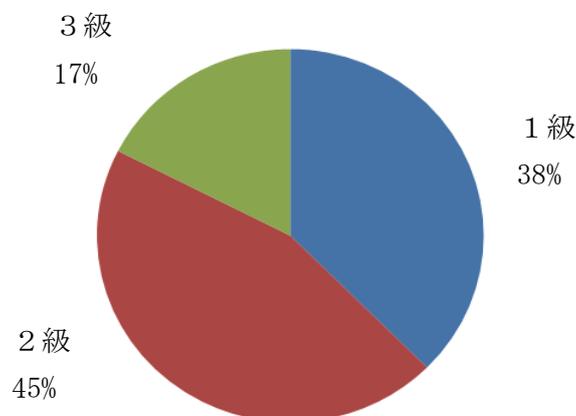
平成23年度の「精神障害者保健福祉手帳」所持者数は市全体では240人で、平成21年度に比べると19人増加しています。1級が重度で3級にいくほど軽くなります。

(各年度4月) (人)

年齢	等級	18	19	20	21	22	23
18歳未満	1級	0	0	1	1	1	1
	2級	1	0	0	0	0	0
	3級	0	0	1	1	1	2
	計	1	0	2	2	2	3
18歳以上	1級	138	99	100	98	94	89
	2級	87	70	76	82	97	108
	3級	25	22	34	39	35	40
	計	250	191	210	219	226	237
合計	1級	138	99	101	99	95	90
	2級	88	70	76	82	97	108
	3級	25	22	35	40	36	42
	計	251	191	212	221	228	240
市人口比 (%)		0.38	0.29	0.32	0.33	0.34	0.37

※平成22年度までの人口比はH17国勢調査による市人口比で(66,261人)で、平成23年度の人口比はH22国勢調査による市人口(64,550人)で算出。

「精神障害者保健福祉手帳」等級別所持者数(平成23年度)



## ② 「精神障害者保健福祉手帳」所持者の生活環境

「精神障害者保健福祉手帳」の新規交付時又は更新時の生活環境の結果によれば、入院や入所での生活を送る方より在宅の方が多くなっています。また、在宅の方の数は平成23年度と平成17年度を比べると2倍に増加し、平成23年度では全体の60%を占めています。

(各年度4月) (人)

状 況	17	20	23
入 院	46	43	60
入 所	5	5	7
在 宅	72	131	144
不 明	29	33	29
合 計	152	212	240

## ③ 精神障がい者の医療状況

市で新規交付又は更新の進達手続きを行っている自立支援医療（精神通院）受給者数や山口県の「精神及び行動の障害」による外来件数によると、精神障がい者の通院状況は増加傾向が続いており、在宅の精神障がい者への支援の必要性も高まっています。

(上段：各年度4月、下段：各年度5月)

区 分	14	17	20	21	22	23
市の精神通院 受給者数 (人)	236	443	510	555	605	694
山口県の「精神及び 行動の障害」による 外来件数(件)	12,355	14,407	14,966	15,371	14,877	15,689

※山口県の「精神及び行動の障害」による外来件数は、山口県国民健康保険疾病分類別統計表によるもので、市町保険者及び医師国民健康保険組合を対象としている。  
なお、後期高齢者医療制度及び旧老人保健医療制度受給対象者は含まれていない。

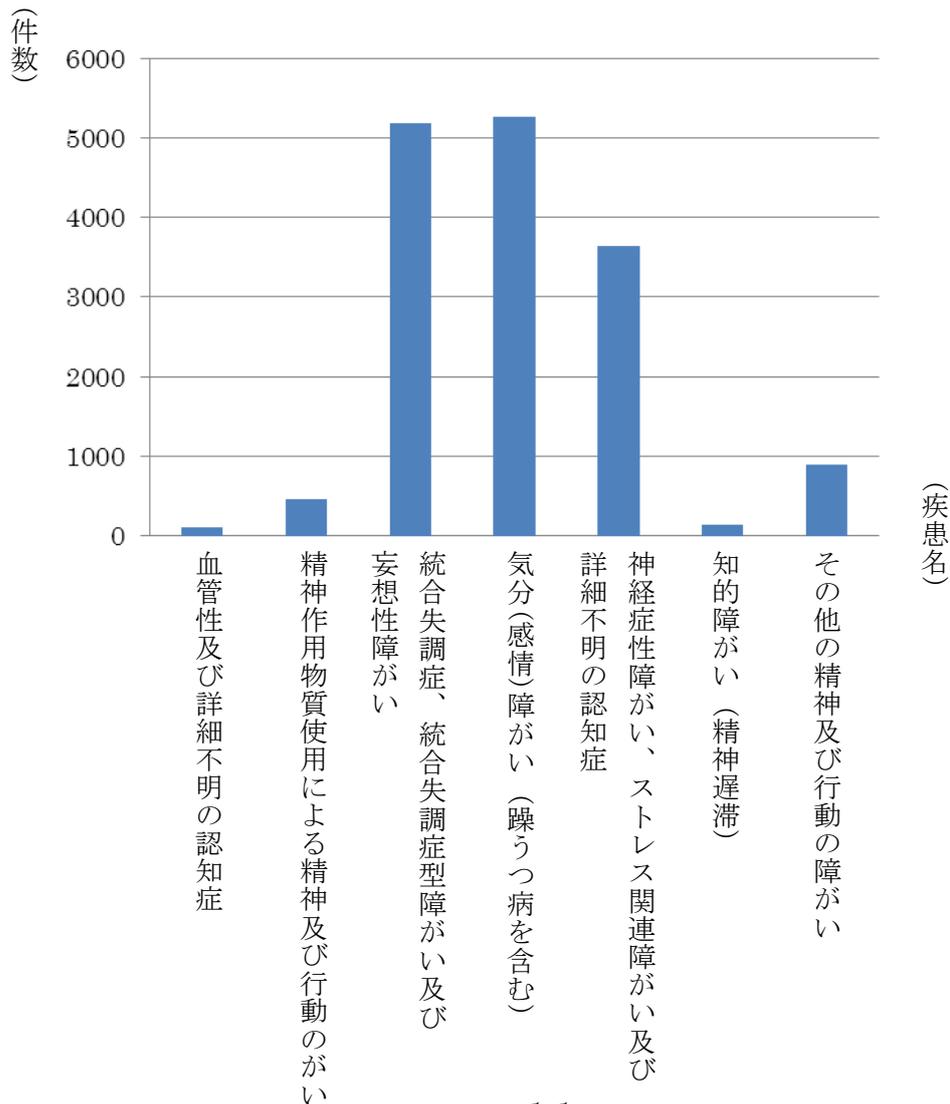
## ● 山口県の「精神及び行動の障害」による疾患別外来件数

山口県における「精神及び行動の障害」による疾患別外来件数では、気分（感情）障がい、統合失調症、神経症性障がいの疾患が多くなっています。

（平成 23 年 5 月）

疾 患 名	件 数
血管性及び詳細不明の認知症	103
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	468
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	5,177
気分（感情）障がい（躁うつ病を含む）	5,259
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	3,647
知的障がい（精神遅滞）	140
その他の精神及び行動の障がい	895
合 計	15,689

※山口県国民健康保険疾病分類別統計表による。



#### (4) 「障害程度区分」審査判定の状況

「障害程度区分」は、「障害程度区分」6が重度で、「障害程度区分」が1にいくほど軽度となり、日常生活上支援が必要ない場合は非該当となります。介護給付のサービスを利用する際には、「障害程度区分」の判定が必要となります。（同行援護を除く。）

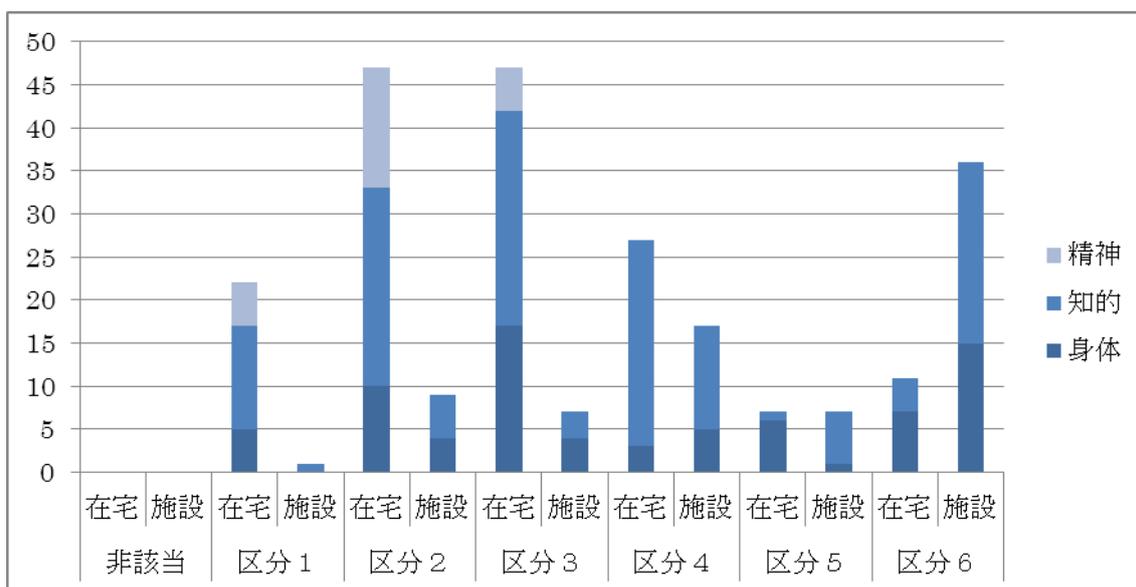
判定方法は、まず聞き取りによる認定調査の一次判定結果及び特記事項を作成します。これに医師意見書を加えて、障害者自立支援認定審査会により3年以内の期間を定めて「障害程度区分」区分を認定します。

在宅では「障害程度区分」が軽度の障がい者が多く、施設入所では「障害程度区分」が重度の障がい者が多くなっています。

#### ＜「障害程度区分」の認定状況＞

(平成23年10月) (人)

区 分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身 体	在宅者	0	5	10	17	3	6	7	48
	施設入所者	0	0	4	4	5	1	15	29
知 的	在宅者	0	12	23	25	24	1	4	89
	施設入所者	0	1	5	3	12	6	21	48
精 神	在宅者	0	5	14	5	0	0	0	24
	施設入所者	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	在宅者	0	22	47	47	27	7	11	161
	施設入所者	0	1	9	7	17	7	36	77
割 合	在宅者	0%	13.7%	29.2%	29.2%	16.8%	4.3%	6.8%	100%
	施設入所者	0%	1.3%	11.7%	9.1%	22.1%	9.1%	46.7%	100%



## (5) 障がい者の雇用状況

公共職業安定所管内の障がい者の雇用状況です。

平成20年度以前は、旧小野田公共職業安定所管内（山陽小野田市、美祢市、旧楠町）における統計数値で、平成21年度以降は、公共職業安定所の統合により、宇部公共職業安定所管内の統計数値となっています。

平成17年に「障害者雇用促進法」が整備され、管内の雇用率は毎年少しずつ伸びており、平成21年度以降は「障害者法定雇用率」の1.8%を上回っています。

なお、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などの支援を得て、一般就労に結びつくケースもあります。

公共職業安定所調（各年度6月）

年度	企業数 (箇所)	障がい者数 (人)	管内雇用率 (%)	県雇用率 (%)	国雇用率 (%)
13	32	110.0	1.58	1.91	1.49
14	35	112.0	1.61	1.99	1.47
15	33	94.0	1.44	1.92	1.48
16	34	98.0	1.47	2.11	1.46
17	34	97.0	1.58	2.08	1.49
18	33	113.5	1.67	2.08	1.52
19	34	124.5	1.78	2.17	1.55
20	35	107.5	1.75	2.22	1.59
21	130	482.0	1.82	2.22	1.63
22	124	489.0	1.90	2.28	1.68

※「障がい者数」は、次に掲げるとおり。

平成5年から平成17年までは、身体障がい者（重度身体障がい者はダブルカウント）、知的障がい者（重度知的障がい者はダブルカウント）、重度身体障がい者又は重度知的障害者である短時間労働者の合計。

平成18年以降は、平成17年までの対象者に精神障がい者（精神障がい者である短時間労働者は0.5でカウント）を加えた数。

## 2 障がい者施策を取り巻く環境の変化

### ○ 近年の国、県の法制度等の動き

年	法制度等の動き	主な内容
H16	◆「障害者基本法」の改正	・障がいを理由とする差別の禁止、障がい者計画の策定義務化など
H17	◆「発達障害者支援法」の施行	・発達障がいの定義・法的位置づけの確立、乳幼児期から成人期までの一環支援の推進など
	◆「障害者雇用促進法」の改正	・精神障がい者に対する雇用対策の強化（精神障がい者を各企業の雇用率の算定対象に加える等） ・在宅就業障がい者に対する支援（在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に仕事を発注する事業主に、「障害者雇用納付金制度」において特例調整金等を支給等）
H18	◆「障害者自立支援法」	・3障がいの制度格差の解消、利用者本位のサービス体系に再編、就労支援の抜本的強化など
	◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行	・高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、移動・施設利用の利便性・安全性の向上を推進
H19	◆学校教育法の改正	・盲、聾、養護学校を特別支援学校に一本化 ・特別支援学校において、小中学校に在籍する障がいのある児童への助言援助 ・小中学校等において、学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）等への支援
	◆重点施策実施5ヵ年計画	・障がい者の地域での自立を基本としたライフサイクルを通じた総合的支援 ・障がい者の地域での自立や社会参加の障壁を除くため、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境整備の推進 ・「障害者自立支援法」の見直しの検討
H20	◆山口県工賃倍増計画	・障がい者の地域での自立授産施設等における工賃引き上げの取組みを支援 （工賃倍増支援センター設置事業、経営改善の手引き作成事業、就労活動レベルアップ事業）
	◆山口県ユニバーサルデザイン実効計画	・年齢や障がいの有無を超えて誰もが利用しやすい生活環境を整備する取組の推進 （「全国障害者スポーツ大会」の開催に向けた取組推進、子育て支援・少子化対策として取組強化）

	◆「障害者自立支援法」の抜本的な見直し	・「障害者自立支援対策臨時特例交付金」による基金事業継続の検討等
H21	◆「身体障害者福祉法」の一部改正	・「肝臓機能障害」を障がい項目に追加。重症の「肝臓機能障害」が一定期間継続している場合に1級から4級を認定。(平成22年4月1日施行)
	◆「障がい者制度改革推進本部」発足	・「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の法整備を始めとする「障害者」に係る制度の集中的な改革を目的として発足。
H22	◆「障がい者制度改革推進会議」開催	・障がい者施策の推進に関する意見を求めることを目的として開催される。
	◆「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立。12月10日公布。施行は、平成24年4月1日。(一部は公布の日、平成24年4月1日までの間において政令で定める日等)	<p>【「障害者自立支援法」関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担の見直し(平成24年4月1日施行予定) 利用者負担について、応能負担を原則とする。 「障害福祉サービス」と補装具の利用者負担を合算し、負担を軽減。</li> <li>・「障害者」の範囲の見直し(公布日施行) 「発達障害」が「障害者自立支援法」の対象となることを明確化(公布日施行)。</li> <li>・相談支援支援の充実(平成24年4月1日施行予定) 相談支援の強化 支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大</li> <li>・障がい児支援の強化(平成24年4月1日施行予定) 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設 在園期間の延長措置の見直し</li> <li>・地域における自立した生活のための支援の充実 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設(平成23年10月1日施行) 重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス(同行援護)の創設(平成23年10月1日施行) その他児童デイサービスに係る利用年齢の特例(公布日施行)など</li> </ul>
		<p>【児童福祉法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児の範囲の見直し 障がい児の定義について「精神に障害のある児童(発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む。)」が付け加えられた。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児施設の一元化</li> <li>・障がい児の入所による支援の見直し</li> <li>・障がい児の通所による支援の見直し</li> <li>・障がい児相談支援事業の創設</li> </ul>
H23	<p>◆「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」 6月24日公布 平成24年10月1日施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の権利利益の擁護を目的とする。</li> <li>・①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待を「障害者虐待」とすることを定めた。</li> <li>・虐待防止施策として、何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待における早期発見・通報の義務規定を定めたなど。</li> </ul>
	<p>◆「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（案）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者制度改革推進会議において、「障害者総合福祉法」の骨格提言が示された。</li> <li>（「障害者総合福祉法」（仮称）は、平成24年国会への法案提出、平成25年8月までの施行を目指すとされている。）</li> </ul>
	<p>◆「障害者基本法の一部を改正する法律」 8月5日公布、施行（一部の施行を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けた国内法の整備の一つとして改正。</li> <li>・たとえば障がい者について次のように定義。 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」</li> </ul>
	<p>◆「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「発達障害」の認定基準を明記</li> </ul>

## ○「障害者自立支援法」における国の支援措置

「障害者自立支援法」の円滑な施行を図るため、次のような緊急措置等が講じられてきました。

### 1 利用者負担の軽減

年	主な内容
H18	<p>「障害者自立支援法」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度の下では、利用したサービスの量（費用）に応じて、その1割を利用者が負担することを原則とし、所得に応じた月額負担上限を設定した。</li> <li>・さらに負担軽減策として、在宅で、訪問サービス・通所サービスを利用する場合の社会福祉法人軽減、施設入所やグループホームを利用する場合の個別減免や補足給付の制度を設けた。</li> </ul>
H19	<p>4月～「障害者自立支援法円滑施行特別対策」の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所サービス、訪問サービス等、在宅でサービスを利用している方の場合、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割16万円未満の世帯まで、負担上限月額の軽減範囲を拡大し、</li> <li>②軽減の額を従来の最大2分の1から4分の1までに拡大した。</li> </ul> </li> <li>・施設入所、グループホーム、ケアホーム等を利用している方の場合、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①個別減免の資産要件を緩和し、</li> <li>②収入認定における工賃収入の控除の適用範囲を、旧知的障害者通勤寮、グループホーム等にも拡大し、</li> <li>③食費等実費負担の算出においても工賃控除を適用し、</li> <li>④入所施設の補足給付額の上限を拡大した。</li> </ul> </li> </ul>
H20	<p>7月～緊急措置による利用者負担の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所サービス、訪問サービス等、在宅でサービスを利用している方の場合（「障害者」）、通所サービスのみを利用する場合は低所得2において利用者負担を軽減した。</li> <li>・「障害児」のいる世帯に対し、在宅の場合、施設入所の場合それぞれにおいて、更に利用者負担を軽減した。</li> <li>・世帯について、「原則、住民票上の世帯（世帯単位）」から「「障害者」（18歳以上）の場合、住民票や扶養関係にかかわらず、「障害者」本人及びその配偶者のみで認定（個人単位）」されることとなり、範囲が見直された。</li> </ul>
H21	<p>4月～利用者負担の軽減措置の延長と拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年3月末を期限として行ってきた低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減措置は、平成21年4月以降も継続することとなった。</li> <li>・通所サービスの食費の実費負担を軽減する措置（食事提供体制加算）が、平成24</li> </ul>

	<p>年3月末まで延長されることとなった。</p> <p>7月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担の軽減に当たり要件とされていた資産要件が廃止された。</li> <li>・利用者負担（個別減免及び食費等実費負担）の算定にあたり、心身障害者扶養保険制度に基づく年金が収入から控除されることとなった。</li> </ul>
H22	<p>4月～低所得者の利用者負担の無料化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所サービス、訪問サービス等、在宅でサービスを利用されている方（障がい者）の場合（施設入所者、グループホーム等入居者以外であって、在宅で障害福祉サービスを利用している者）、低所得者（市町村民税非課税世帯）につき、利用者負担を無料化することとなった。</li> <li>・障がい児のいる世帯に対し、在宅の場合、施設入所の場合それぞれにおいて、低所得者（市町村民税非課税世帯）につき利用者負担を無料化することとなった。</li> <li>・補装具の給付において、低所得者（市町村民税非課税世帯）につき、利用者負担を無料化することとなった。</li> </ul>
H23	<p>10月～グループホーム・ケアホームの利用の際の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム・ケアホーム利用者のうち、市町村民税非課税世帯の方に対し、利用者1人当たり月額1万円を上限として家賃を助成することとなった。</li> </ul>
H24	<p>平成24年4月～利用者負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担について、応能負担を原則とすることを「障害者自立支援法」に明記する。</li> <li>・「障害福祉サービス」と補装具の利用者負担を合算して上限額を設定することにより、利用者の負担を軽減することとなった。</li> </ul>

## 2 事業者に対する激変緩和措置等

年	主な内容
H18	「障害者自立支援法」施行 ・旧制度では月額報酬制であったが、新制度では日額報酬制になった。
H19	4月～「障害者自立支援法円滑施行特別対策」の実施 ・日額報酬制に伴い減収している通所事業所を中心として対策を実施。 具体的には、旧法入所施設、旧法通所施設、障がい児施設において、月額報酬制の最後の月である平成18年3月（障がい児施設の場合は平成18年9月）の利用実績の80%までを給付費で加算し、保障。その後80%から90%へ引き上げ。（事業運営円滑化事業となり、平成21年3月までの時限とされた。）
H20	4月～本体報酬単価の引き上げ等 ・日額報酬制の影響が大きい通所サービス（児童デイサービスを除く。）について、本体報酬の単価を4.6%引上げ、定員を超えた受け入れも可能とする。 ・入所サービスにおいて利用者が長期間の入院又は外泊をした場合の加算を拡充。
H21	4月～全面的報酬改定 ・平均5.1%の報酬単価引き上げ ・事業運営円滑化事業について、事業所のより一層の安定的な運営を確保するため、平成24年3月まで、事業運営安定化事業として延長された。 10月～移行時運営安定化事業の実施 ・平成18年度から平成23年度までの間に、旧法施設が新体系へ移行した場合であって、新体系移行後の報酬が旧体系における報酬（新体系移行前月の報酬水準）を下回る場合に、その差額について助成することとなった。

## 3 新法への移行等のための緊急的な経過措置

直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援。

- 小規模作業所等に対する助成
- 移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
- 制度改正に伴う経費増への対応、広報・普及啓発等

### 3 第2期計画の実績と進捗状況について

第2期計画における平成23年度の目標計画見込量について、平成23年度までの進捗状況を分析・評価し、第3期計画において見直しを図ります。

#### 1 「障害福祉サービス」等の実績と進捗状況

##### (1) 「障害福祉サービス」

平成23年度までに、施設は全て新体系に移行します。市内の障がい者が利用している法定施設(デイサービスを含む。)については平成23年9月末において、7割の施設が新体系へ移行しています。

#### <平成23年度末の新体系への移行状況>

(いずれも各年度末)

区 分		18	19	20	21	22	23 (9月末)	23
身体障がい者施設	計 画	0%	38%	69%	54%	77%	—	100%
	実 績	6%	23%	27%	67%	76%	85%	
知的障がい者施設	計 画	0%	12%	20%	28%	42%	—	100%
	実 績	3%	13%	16%	27%	38%	59%	
精神障がい者施設	計 画	0%	20%	20%	100%	100%	—	100%
	実 績	19%	69%	75%	100%	100%	100%	
合 計	計 画	0%	15%	30%	39%	53%	—	100%
	実 績	5%	20%	23%	44%	54%	72%	

##### ① 訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅で訪問による介護を受けたり、病院等に通院する場合、官公署や指定相談支援事業所を公的手続きや相談のために訪れる場合に介助及び同行の支援を受けたりするサービスです。

第2期計画では、平成20年度の1人1か月の平均利用時間を基にして、実績等から利用者数を見込むとともに、施設からの地域生活移行及び精神障がい者の退院促進等により、訪問系サービスが増加することを見込みました。

しかし、平成23年度までの実績は居宅介護のみで、重度訪問介護、行動援護、「重度障害者等包括支援」については利用がありませんでした。

## ○ 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行います。

また、病院等に通院する場合、官公署や指定相談支援事業所を公的手続きや相談のために訪れる場合に介助及び同行の支援を行います。

実利用人数の実績は計画を下回っていますが、平成21年度以降は年度ごとに実利用人数が増加していることから、広くサービスが利用されていると考えられます。

<年間利用時間> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	5,092 —	9,815 —	10,188 —	6,960 (29人)	7,920 (33人)	8,880 (37人)
実績	3,100 (26人)	6,052 (27人)	5,387 (25人)	4,529 (23人)	4,151 (26人)	4,899 (27人)

## ○ 重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行います。また、外出時における移動中の介護を総合的に行うもので、1日の支援時間が3時間以上となる方が対象になります。

現在のところ利用がありません。

<年間利用時間> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0 —	3,959 —	3,959 —	1,460 (1人)	2,920 (2人)	4,380 (3人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

○ **行動援護**

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で常に介護を必要とする方に、その障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護や排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行います。

現在1名の支給決定を行っていますが、利用はありません。

＜年間利用時間＞ ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0 —	0 —	0 —	208 (1人)	416 (2人)	832 (4人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

○ **「重度障害者等包括支援」**

常に介護を必要とする障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

現在のところ利用はありません。

＜年間利用時間＞ ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0 —	0 —	0 —	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

## ② 日中活動系サービス

現在の法体系では昼間のサービスと夜間のサービスをそれぞれ選んで利用することとなっていますが、日中活動系サービスはその名称のとおり、昼間の活動を支援するサービスです。

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。これらのサービスは、障害者支援施設、グループホーム又はケアホームを利用している方のほか、在宅で生活している方が通所で利用することもできます。

平成23年度末までにすべての施設が新体系へと移行するため、第2期計画では施設の新体系への移行予定と平成20年度の1人の平均利用量をもとに、新たな利用者の増加等を勘案して、平成23年度の見込量を設定しました。

## ○ 生活介護

常に介護が必要な方に、主として昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など必要な日常生活上の支援を行い、創作的活動や生産的活動の機会、身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を提供します。

実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。施設の新体系移行が進むにつれて、平成21年度から実利用人数は実績が計画を下回っていますが、延べ利用日数は実績が計画を上回っています。

<年間利用日数> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0	3,432	5,808	8,100 (45人)	11,880 (66人)	21,648
実績	0 (0人)	1,732 (16人)	3,539 (20人)	9,586 (42人)	12,517 (61人)	17,027 (83人)

○ **自立訓練(機能訓練)**

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

このサービスを提供する施設が少ないこともあり、利用が進んでいません。

<年間利用日数> ※平成 23 年度実績は見込み、( ) は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0	0	264	8,100 (45人)	11,880 (66人)	16,560 (92人)
実績	0 (0人)	97 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

○ **自立訓練(生活訓練)**

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

このサービスの利用期間は原則として2年間までとなっていますが、実利用人数が増加しています。

<年間利用日数> ※平成 23 年度実績は見込み、( ) は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0	792	792	1,056 (4人)	2,640 (10人)	4,224 (16人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	509 (4人)	971 (7人)	1,837 (10人)

## ○ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する65歳未満の障がい者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

新体系へ移行した施設での利用が進み、計画に沿って実利用人数が伸びています。

<年間利用日数> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0	528	1,320	2,052 (9人)	3,192 (14人)	4,104 (18人)
実績	298 (3人)	316 (7人)	1,352 (6人)	2,389 (13人)	2,261 (12人)	4,000 (20人)

## ○ 就労継続支援(A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約等に基づいて就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

新体系へ移行した施設や新たに開設した施設での利用が進み、実績が計画を上回っています。

<年間利用日数> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0	0	264	900 (5人)	1,260 (7人)	1,980 (11人)
実績	355 (3人)	579 (5人)	524 (3人)	742 (3人)	1,607 (9人)	2,768 (12人)

## ○ 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、通常の事業所に雇用されていたが年齢、心身の状態などの事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難であった方について、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

平成24年4月に移行予定の施設もありますが、実利用人数は年々増加しています。

<年間利用日数> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0	2,112	3,696	5,304 (26人)	6,528 (32人)	19,380 (95人)
実績	341 (3人)	894 (13人)	3,041 (18人)	4,816 (26人)	6,373 (37人)	10,058 (43人)

## ○ 療養介護

病院において日常生活上の世話や医療を必要とする障がい者であって、常時介護を必要とする方に、主として昼間において、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話を行います。

第1期計画では重症心身障がい児施設が平成20年度に新体系へ移行する予定でしたが、平成23年度に移行が遅れたため計画を下回っています。

<年間実利用人数>

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	1	1	5	1	1	6
実績	1	1	1	1	1	1

## ○ 児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

平成21年度までは実績が計画を下回っていましたが、平成22年度末に新たに施設が開設されたこともあり平成23年度では実績が計画を大きく上回る見込みです。

<年間利用日数> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	36	96	120	90 (6人)	105 (7人)	120 (8人)
実績	18 (3人)	88 (4人)	71 (5人)	72 (6人)	201 (15人)	1,505 (26人)

## ○ 短期入所

在宅で障がい者等の介護をする方が病気の場合などに、障がい者支援施設等へ短期間入所し、夜間も含め入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

第2期計画では、平成20年度の実績による年間平均利用量をもとに、毎年1人の増加を見込みましたが、実利用人数は横ばいで利用日数は計画を下回っています。

<年間利用日数> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	864	1,008	1,152	1,050 (21人)	1,100 (22人)	1,150 (23人)
実績	312 (12人)	817 (20人)	1,057 (22人)	1,111 (11人)	849 (10人)	736 (10人)

### ③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用されます。

第1期計画と比べると、施設の新体系への移行があまり進んでいないため、利用者数はあまり伸びていません。

### ○ 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

共同生活を行う住居に入居している障がい者につき、夜間や休日にその住居において、グループホームは相談その他の日常生活上の援助を行い、ケアホームは入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他必要な日常生活上の世話をを行います。

計画の目標値に向けて整備が進んでいます。

<年間実利用人数>

※平成23年度実績は見込み

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	24	28	33	28	38	52
実績	17	18	19	27	40	47

### ○ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間や休日に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

施設の新体系への移行が進んでいないため、実績が計画を下回っていますが、平成23年度末には計画に近づく見込みです。

<年間実利用人数>

※平成23年度実績は見込み

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	0	21	34	37	58	89
実績	0	9	12	42	48	54

## (2) 指定相談支援

「障害福祉サービス」を利用する方のうち、入院・入所から地域生活へ移行するために一定期間集中的な支援を必要とする方や単身で生活している場合で自らサービスの利用に関する調整を行うことが困難な方などに、計画的なプログラムに基づく支援を行います。

実績が計画を下回っていますが、少しずつ利用者が増えている一方で指定相談支援事業の基盤整備を強力に推進していく必要があります。

<年間実利用人数>

※平成 23 年度実績は見込み

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	10	15	20	5	7	12
実績	0	0	2	3	5	7

### (3) 地域生活支援事業

#### ① 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等、障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

#### ○ 相談支援事業所

市では、宇部市と共同で次の3箇所の相談支援事業所に相談を委託しており、どの事業所でも3障がいの相談を受けることができます。相談件数は年々増加しています。

- ・「宇部市障害者生活支援センター・ぴあ南風」
- ・「総合相談支援センター・ぷりずむ」
- ・「生活支援センター・ふなき」

<年間相談件数>

※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
相談件数	215	408 (78人)	1,938 (106人)	1,724 (73人)	2,114 (91人)	2,198 (95人)

「心身障害児簡易通園施設なるみ園」では、障がい児の療育の他に、発達相談室スマイルにおいて療育相談を実施しており、市内で相談を受けられる体制づくりを強化しています。

#### ○ 「障害者就業・生活支援センター」

就職を希望する障がい者や、会社での労働や地域での生活についての悩み等を抱えている障がい者に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就労と生活に関する指導、助言など、職業生活における自立を図るための支援を行っています。

- ・光栄会「障害者就業・生活支援センター」(宇部・小野田圏域)

## ② コミュニケーション支援事業

市社会福祉協議会と連携し、意思疎通を図るために支援が必要な聴覚、言語機能又は音声機能の障がい者等に手話通訳や要約筆記に係る奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化により、社会生活上の利便を図り、障がい者等の社会参加を促進することを目的としています。

派遣回数、利用人数ともに少しずつ伸びています。

＜年間の派遣回数＞ ※平成 23 年度実績は見込み、( ) は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	10	20	30	21 (7人)	24 (8人)	30 (10人)
実績	20 (4人)	22 (4人)	15 (6人)	26 (7人)	20 (7人)	25 (9人)

## ③ 日常生活用具等給付事業

重度障がい者の地域での安心した生活を支援するため、日常生活用具の給付又は住宅改修費の助成を行います。膀胱・直腸機能障がいの方に給付する排泄管理支援用具（ストーマ装具）は、障害者自立支援法施行後に補装具から日常生活用具による給付となりました。実績が計画とほぼ同じように推移し、少しずつ伸びてきています。

＜年間給付件数＞ ※平成 23 年度実績は見込み、( ) は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	105	115	125	910 (110人)	1,000 (120人)	1,100 (130人)
実績	131 (85人)	756 (93人)	830 (100人)	778 (110人)	942 (135人)	1,080 (137人)

※平成 21 年度以降、ストーマ・紙おむつは 1 か月の支給を 1 件として算出。

#### ④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出についてマンツーマンにより支援するものです。

平成23年度は実利用人数が計画を上回っていますが、視覚障がい者の移動支援の利用は今後同行援護に移行する見込みです。

<事業所数、年間利用時間> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	— 744時間 (7人)	— 1,488時間 (8人)	— 1,488時間 (8人)	6か所 1,032時間 (6人)	6か所 1,204時間 (7人)	7か所 1,548時間 (9人)
実績	— 421時間 (6人)	— 830時間 (7人)	— 860時間 (5人)	5か所 903時間 (6人)	8か所 951時間 (7人)	8か所 1,140時間 (11人)

#### ⑤ 地域活動支援センター

小規模作業所等から地域活動支援センターへの移行に伴い、創作的活動や生産活動の機会を提供する基礎的事業と、機能・社会適応訓練や相談支援を行う機能強化事業があり、地域の障がい者の支援と活動の場を充実します。

市内4箇所の小規模作業所のうち、3箇所の小規模作業所が地域活動支援センターに移行しました。

<1日当たりの利用人数>

年 度	18	19	20	21	22	23 (9月末)
地域活動支援センター	36	36	43	45	42	43
工房おれんじ	16	16	19	19	18	18
あさレインボー	15	15	16	16	15	16
かに工房	5	5	8	10	9	9
「心身障害者福祉作業所のぞみ園」	19	20	20	19	18	18

## ⑥ 訪問入浴サービス事業

障がい者のいる居宅を移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより身体障がい者の身体の清潔及び心身機能を保つことを目的としています。

平成22年度以降は利用がありません。

<年間利用回数> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	36 (1人)	72 (2人)	108 (3人)	160 (4人)	200 (5人)	180 (5人)
実績	36 (1人)	82 (2人)	114 (4人)	84 (2人)	0 (0人)	0 (0人)

## ⑦ 日中一時支援事業

施設や学校の空き教室等を利用して、障がい者等の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練を行うことにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を目的としています。近年は利用者が増え、実績が計画を上回っています。

<事業所数、年間利用回数> ※平成23年度実績は見込み、( )は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	— 360回 (11人)	— 420回 (11人)	— 480回 (11人)	— 1,600回 (40人)	— 1,640回 (41人)	— 1,680回 (42人)
実績	— 1,130回 (27人)	— 1,497回 (39人)	— 1,575回 (39人)	17か所 1,857回 (44人)	23か所 2,649回 (64人)	24か所 2,750回 (58人)

## ⑧ 社会参加促進事業

### ○ ふれあい運動会の開催

障がい者に対する理解と親睦を深め、障がい者の体力の維持・増強を図り、社会参加を促進するため、市社会福祉協議会と共同で実施しています。

### ○ 点字・声の広報等発行事業

市内のボランティアグループによる広報紙の朗読活動を支援しています。

点字による広報や広報の朗読テープは、ボランティアグループから直接届けられたり市を通じて郵送したりしています。

### ○ 奉仕員養成研修事業

この事業は、聴覚・言語機能又は音声機能障がい者が円滑に意思疎通できるよう、手話や要約筆記によりコミュニケーションの支援を行う奉仕員等を養成するものです。

市内の手話奉仕員、要約筆記奉仕員等についての養成研修を隔年で実施してきました。養成研修終了後にコミュニケーション支援の従事者として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の登録をお願いし、登録者数は計画どおりに伸びました。

<手話奉仕員登録者数>

※平成 23 年度実績は見込み

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	—	—	—	20	20	30
実績	12	12	12	21	21	30

<要約筆記奉仕員登録者人数>

※平成 23 年度実績は見込み

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	—	—	—	20	30	30
実績	11	20	20	20	30	30

**⑨ 自動車運転免許取得・改造助成事業**

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

<年間助成件数> ※平成 23 年度実績は見込み、( ) は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23
計画	5	5	5	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)
実績	4 (4人)	1 (1人)	2 (2人)	3 (3人)	5 (5人)	5 (5人)

**⑩ 訓練等給付事業**

在宅又は入所により生活訓練等を利用している方に訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的としています。

利用していた施設が平成 20 年 9 月に新体系へ移行したことにより、利用するサービスが変更したため訓練等給付の対象ではなくなったので、平成 20 年 10 月以降の給付はなくなりました。

<年間給付件数> ※ ( ) は実利用人数

年度	18	19	20	23
計画	36	36	36	36
実績	36 (3人)	24 (2人)	12 (2人)	

## 4 「障害福祉サービス」等の数値目標の進捗状況

計画の重点目標である「入所から地域生活への移行の推進」と「施設から一般就労への移行の推進」について、第1期計画で施設が新体系への移行を終了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定しました。

### ① 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月の施設入所者のうち、平成23年度末までに入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した人数の実績です。(国基準：平成17年10月の全入所者の10%以上)

移行者数は、計画を上回って伸びています。

<人数>

※平成23年度実績は見込み

年度	18	19	20	21	22	23	23 (第1期目標値)
地域生活 移行者数	3	2	1	2	10	0	9人

※平成17年10月の全入所者数：89人

### ② 施設から一般就労への移行

平成17年10月の全施設利用者のうち、平成23年度末までに施設を退所し、一般就労する人数の実績です。(国基準：第1期計画時点の4倍(又は全施設利用者数の2%)以上)

現在は、目標値の半分である4人の一般就労への移行がありました。

<人数>

※平成23年度実績は見込み

年度	18	19	20	21	22	23	23 (第1期目標値)
一般就労 移行者数	1	1	0	0	1	1	8人(又は4人)

※第1期計画時点(平成17年度)：2人